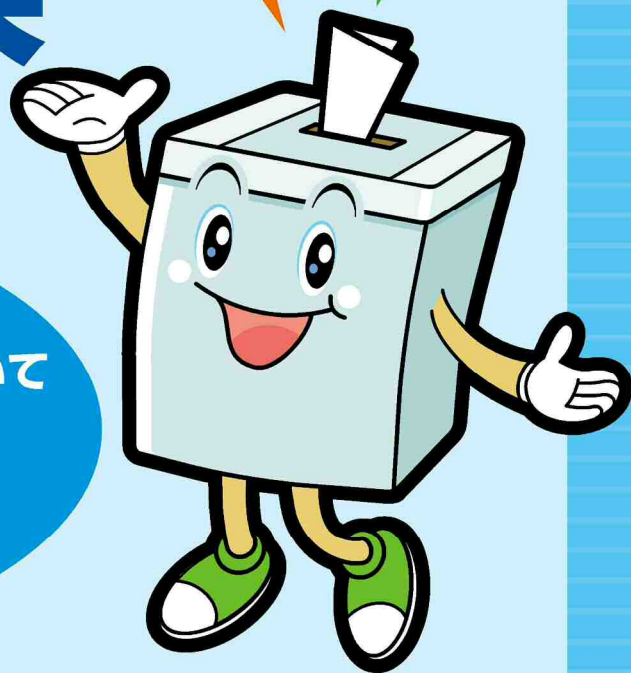


川崎市の 住民投票 制度

賛成

反対



住民投票制度は市政の重要事項について

賛成、反対のいずれかで

住民の意思を確認する制度です

住民投票の対象となるのは？

- 現在又は将来の住民の福祉に重大な影響を与える可能性のある事項 かつ
- 住民の間または住民・議会・市長の間に重大な意見の相違が認められる状況などを踏まえ、住民に直接その賛成又は反対を確認する必要がある事項 という

2つの要件を満たす必要があります。

ただし、この要件を満たしていても、法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項など条例が定める一定の事項については、住民投票の対象とはなりません。

誰が投票できるの？ (投票資格者)

本市に住所を有する満18歳以上で、引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記録されている人で、次のいずれかに該当する必要があります。

- 日本国籍を有する人
- 日本国籍を有しない人で、永住者、特別永住者または日本に在留資格をもって3年を超えて住民基本台帳に記録されている人 (住民基本台帳の記録期間については、平成24年7月8日以前に外国人登録原票に登録されていた期間も通算されます。)

※ただし、公職選挙法で規定する選挙権の欠格事由に該当する人 (同様の事由に該当する外国人を含みます。) は、投票資格者になれません。

住民投票の発議は？

- 住民、議会、市長の三者が発議できます。

※住民（投票資格者）は、投票資格者総数の1／10以上の署名を集めて市長に実施の請求ができます。署名収集後、実施請求が行われると、市長が議会に協議します。
(市長発議の場合も議会に協議します。)

原則、選挙と同じ日に実施します。

投票日は、原則、実施の告示をした日から60日経過後に市内全域で行われる選挙と同じ日とします。
※緊急性などの理由があるときは、単独で住民投票を実施することもあります。

投票の方法は？

- 投票用紙に印刷された「賛成」、「反対」のいずれかに○を付けて、投票を行います。
- 投票日の告示日の翌日から投票日の前日まで、期日前投票や不在者投票を行えるほか、からだの自由な方などは、点字投票や代理投票の制度を利用できます。
- 投票は、指定された投票所で行います。

誰でもわかりやすいように。

市は、中立な立場で、投票の判断のために必要な情報をわかりやすく投票資格者に提供します。

住民投票運動にもルールがあります。

- 選挙の期間と重なるときなど、一定の場合には、住民投票運動をすることができません。
- 買収、脅迫その他不正な手段により住民の自由な意思を拘束し、または干渉する行為など、条例が定める一定の行為は禁止されます。

投票結果は尊重され、市の政策決定に生かされます。

議会と市長は、投票結果を尊重します。



Colors, Future!
いろいって、未来。

川崎市

お問い合わせ先

川崎市市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル7階
TEL:044-200-2094/FAX:044-200-3800

E-mail:25kyodo@city.kawasaki.jp

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/58-2-0-0-0-0-0-0-0-0.html>